

アメリカ合衆国へ

九月十六日フオードは、ベトナム地獄脱走兵と兵役拒否者に対して特赦に関する新しい政策を出した。但し「特赦」は二年間の代替服務を満足に果たした上で、という条件つきである。

フオード声明後九四名の拒否者に一ヶ月の賜暇が与えられ刑務所から釈放された。しかし、バゼツクなどの人たちは、フオード案が完全特赦でないという理由で、賜暇を拒んで拒否し、他の者も彼と意見を共にし連邦刑務所へ戻っている。その他税金不払い、反戦行動により多数の在獄者が移轉的に受刑しており、クリスマスまでに刑務所に居ると見られる人達の名簿は多人数を占めて作製に困難を来させている。

- ▲(姓名) Federal Prison, Ashland, Kentucky, 41101, USA
- (姓名) Tomes Drigger, William James Moran, Ira Walker, Johnnie Mack Morgan (4名)
- ▲ Federal Prison, Lompoc, California, 93436, USA.
- Greg Davis, Augustus Digerega, Louis Jennings, Robert Lopez
- ▲ Federal Prison, El Reno, Oklahoma, 73036, USA
- Steve Bezieh
- (姓名) Nicholas Riddell, ▲ Federal Prison, Terre Haute, Indiana, 47805,
- Jesse Guerra, ▲ Federal Prison, Oxford Wisconsin.
- John E. O'Neill, ▲ Box A Ft. Knox, Kentucky, 40191.
- Jeffery Weaver, ▲ Dade County Jail Madison, Wisconsin,
- Dave Lockim, ▲ Disciplinary Barracks, Drawer A, Ft. Leavenworth, Kansas, 66097, (キレ職)

**あつがき** ー日本部ー

① 今号はWRRI本部から来た Prisoner of Peace Dayに当たっての八名返く南米のみの特集。南米の制約からごく一部のみの抄出。くわしくは近くのWRへお問合せ下さい。

② WRRI本部の名簿会計係ハロルドヒングから財政を託された。日本部へ毎日郵便で送られる五、十通の印刷物の代金、送料だけでも集約一万円はあるだろう。その担当額位をばつてか、このためのたてをい。ぼくは個人的には一切カンパを求めたり許さたりしない主義だがWRRI本部の活動をよりよくしようと、誰かのカネ一ロ千円程度の支援をおねがいしたい。ごければ年内に。

③ 次号は引換をニッポンからあつがき出すつもり。

④ 新年もSk Sk活動中。

War Resisters International Japan Group  
 Japana Grupo de Internacio de Militresistantoj  
 KouMUKAI 354 Kameyama HIMEZI, Japan  
 "Ne Perforta Rekta Agado" - n-ro 4

WRRI本部の活動は、ベトナム地獄脱走兵と兵役拒否者に対して特赦に関する新しい政策を出した。但し「特赦」は二年間の代替服務を満足に果たした上で、という条件つきである。

WRRI本部の活動は、ベトナム地獄脱走兵と兵役拒否者に対して特赦に関する新しい政策を出した。但し「特赦」は二年間の代替服務を満足に果たした上で、という条件つきである。

# 非暴力直接行動

戦争に抗するインター日本部ニュース。1974年12月23日発行。W.R.I.-JAPAN。

## 12 The Honour Roll 栄誉の

### 名簿

WRRI本部書記  
 ミニー・ガールン

WRRIは一九五五年以来、毎年十二月一日この名簿Honour Rollを作成と配布を十九年向けてきた。これはWRRI各支部会や提携団体の協力のもとに八月一日現在、平和、反戦の信条と活動のために逮捕されている人々の前住を知らべ、その在獄者への私たちの連帯を示す方法として、クリスマス・新年の挨拶をカードに托して送るためのものである。

過去、名簿の人たちの殆どはへ良心的兵役拒否者ベターCOOであった。その後、我々の二十年にわたる運動と再論のひろがりにより、西ヨーロッパおよび北米では、次々にへ兵役にひかる代替者役服務へ入軍務の選択を願うなどの法制化が一掃化するに至った。しかしこのことは勿論、国家が戦争を悪と承認したことでなく、徴兵を断念したわけでもない。その故に、たとえ北米での戦争拒否者たちは、COOの條項

の適用によって、直接的にせよ戦争国家に何らかの形で協力せざるよりは、と、数千人が心して入獄をえらんで受刑するということが起つてきている。それは、かつて一部のアナキズムの立場に立つ徴兵拒否者にみられた法律体系を去々するのでなく、根本的に国家の戦争論と闘う新しい展開である。

このようなきに力加えて、北米、英国、佛イタリーなどでは、軍備のための納税拒否や軍隊への叛軍の働きかけやピラ配布、あるいは徴兵事務所の襲撃とカード破壊など、アクテブな新しい状況があらわれている。

このため今年の名簿は、COO在獄者の数がやや減少し、戦争拒抗による受刑者が随分といるのが特徴として見られる。しかし依然としてへCOOに関する法的條項がない国々へ私たちが送る支持と励ましは、尚非常に重要であることをここで確認しておきたい。

WRRIは、国連人權委員会が決議している

# 在獄者名簿

(1 冊 6 巻)

基本的人權としてのこの権利について、すべての国家が承認するようになり、他の政府機関でない組織と共に、今後またのキャンペーンを引受けねばならぬ、と決定すると共に戦争抵抗者に対する投獄などの新しい状況に対する新しい援助の方法を見出す必要を痛感する。

最後に WRAI は例年の如く訴えるこの名簿に載つた受刑者に対して、カードを送ること。また送書を行つて政府機関への抗議を集中すること。

## 〈追記〉

この名簿には「エホバの證」その他の記載を含まない人々の名がのせられていながらこの注釈がなされた。WRAI のことは勿論それらの人々にも各回郵金が支持の手紙をこの名簿に送ることを期待する。

カード送送はクリスマスをおくけれども差支えない。カードに一切通信文をかかぬこと。送送者の住所と氏名のみとすること。南封・船便。印刷物扱。ニオグラム三〇円。

レスエーデンノークロニヒオロニヤ名の戦争抵抗者があつてこの四月に服役してゐた。今年も同じ回数の人たちが刑務所にいるが、その氏名と住所を明らかにせよとせよ。抵抗者(姓) Prime Minister Olof Palm Kanslihuset,

Frack 103 10 Stockholm,

レスエーデンノークロニヒオロニヤの兵役にノカねはならぬ。このことに対する条項はない。兵役拒否は約四ヶ月刑務所に入ることである。取を失ふことにもなる。兵役拒否は一月一日兵役拒否で政府中 (姓名) Uli Wildberger, (姓) Bezirksgefangnis, 8400 Winterthur Switzerland

南バトナムノークロニヒオロニヤの甲が刑務所にいる。多くの者は拷問をうけ、又何ヶ月も手錠のみで床の檻という場所に入れられてゐる。食糧・衛生状態ともに極度に悪い。南バトナム政治犯の救援、その家族孤児への援助については委員会がある。

## 〈フランス〉

- ▲ 拘置所 Maison Darnet, Rue de Charimey, 33170 GRADIGNAN
- 姓名 Patrice Corne (刑期2年), Raymond Courtoner (刑期新同), Philippe Bonneau (同), Etienne Deschamps (同), J. Pehour (新同)
- ▲ Maison Darnet, 56 Bd Jacques Cartier, 35000 Rennes
- François Henaff (刑期2年), Jean Pierre Lelesier (同), Yves Legras (同)
- ▲ Maison Darret, 1 Avenue de la Division Leclerc, 94260 Fresnes
- Paul Polnot (刑期2年) 他25名 着書

## 〈イタリヤ〉

- Mr. Yitzhak Robin, Prime Minister of Israel, Jerusalem
- Mr. Shimon Peres, Minister of Security, Hakiryah, Tel Aviv, Jafu, Israel.
- Mr. Rozner, Manpower Officer, Tel Hashomer Recruitment Camp, Israel.
- 数々のイタリヤ人、今も兵役から除外されてゐるが、5月再出陣と再検査が行われている。WRAI イタリヤ支部書記エリックも呼び出された。拒否が認められれば5月迄とせよ、今年も兵役にノカ刑務所入りかの恐れがある。今迄除外されてゐるイタリヤ人は20名、様々なかたらの戦争抵抗者であり、約20名は「エホバの証」に入つてゐる。抗議文内容は「イタリヤ人がこの条項を認めてゐない点。今迄便宜的に除外されてゐたこのカ、不適格として除外された者もこの「召集から除外せよ」と抗議がなされた。

## 〈イギリス〉

- ▲ PO 29, 810W Colchester Military Prison, Great Britain,
- Marine Chris Byrne
- ビーコン社、十月三十三日キチヨス行の命令で拒否、四十二日の拘置にせよ。理由を対戦区勤務外出、この申請は拒否し軍服着用を拒否せよ。
- ▲ ○ 〈連絡先〉 (イタリヤ) British Withdrawal from Northern Ireland Campaign (BWNIC) 5, Caledonian Road London N1
- Support Committee, 96 Brix 123, Peace News, 8 Elm Ave
- Campaign to repeal the Incitement to Disaffection Act, c/o the NCLL, 186 Kings Cross Rd., London WC1.
- 九月二十日英政府は女性の同業を強ひた。戦後リノンメント軍隊に服布、姓はリノンメントの新持より共謀として「一九三四年公布の不忠誠行為の取締」に全責任がつけられた。この罪状は「共謀」であり、その罪状は「共謀」に全責任がつけられた。この罪状は「共謀」に全責任がつけられた。

## 〈イタリヤ〉

- Carcere Militare
- ▲ 37019 Peschiera del Garda, Verona Italy
- Sergio Culmini, Michele Camassa, Palmazio Bertalesi
- ▲ Carcere Militare Forte Boccea, 00167 Roma Italy
- Bachisio Masia

(現在、四人の何れが兵役拒否、代替服務拒否の上の要中)

ドイツ連邦共和国ノークロニヒオロニヤ、このこと認められたばかりだが百人以上の人が軍刑務所又は一般刑務所に一日から三〇ヶ月の間懲罰をうけてゐる。ハンブルグには「服役」のみの委員がある。略